

2008年2月12日
東芝エレベータ株式会社

弊社製エレベーター及びエスカレーターの使用鋼材について（お詫びとご報告）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社では昨年12月25日付の国土交通省からの「エレベーター及びエスカレーターにおける使用鋼材の実態調査について（再々依頼）」に基づき、使用鋼材（構造材(*1)およびレールブラケット(*2)）に関して調査を実施した結果、前回調査で発見できなかったロープヒッチフレーム(*3)、トラス(*4)部品（縦ばり）、レールブラケットの部位で弊社指定と異なる鋼材の使用が製造委託先企業（製造再委託先企業）で判明いたしました。

弊社の過去の調査が不十分であったことにより、このような事実が判明したことは誠に遺憾であり、お客様をはじめ、ご利用者の皆様、その他関係各位に多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。また、昨年12月6日付で使用鋼材に関する調査結果を公表させていただいたにもかかわらず、このような事態になりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

弊社指定と異なる鋼材が使用されていた対象エレベーター及びエスカレーターの安全性を弊社にて検証した結果、建築基準法に定める基準に適合しており、安全にご利用いただけますことを確認いたしました。今後とも安心してご利用いただけますことをご報告申し上げます。

弊社は、このたびの事態を重く受け止め、直ちに社長を本部長とする「鋼材問題対策本部」を設置し、お客様対応を最優先に、原因究明、再発防止策の立案・徹底に全社を挙げて取り組んでおりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせ及びご相談にお応えするため、相談窓口として、本日コールセンターを開設いたしました。

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-709-776
受付時間 9:00～18:00

なお、本件につきましては国土交通省にご報告しており、今後関係行政庁のご指示に従い対応いたします。

- *1：建築基準法上、所要の構造計算により強度を確保することが義務付けられた部材
- *2：レールを建物の構造部分に留める支持部材
- *3：ロープ端の固定部
- *4：エスカレーターを構成するための骨組み

1. 対象製品

異材が使用されていた対象部位	台数	製品名
①ロープヒッチフレーム	1, 973台	エレベーター「オーダースペーセル」の一部
		標準形エレベーター「スペーセル」の一部
②トラス部品（縦ばり）	511台	エスカレーター「カインドムーバー」の一部
③レールブラケット	14, 931台	標準形エレベーター「ニュールミナスⅡ」の一部
		標準形エレベーター「エルパレス」の一部
		標準形エレベーター「スペーセル」の一部
		標準形エレベーター「スペーセルEX」の一部

注1：標準形エレベーター「スペーセル」については、同一のエレベーターに①および③の対象部位が165台重複しているものがあります。

注2：対象台数はエレベーター16, 750台（OEM先製品11台を含む）、エスカレーター511台。

2. 安全性の検証

弊社が強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し安全率を確保していることを確認いたしました。

エレベーター及びエスカレーターのご使用にあたり安全上の問題はございません。

3. 実態調査の概要

(1) 第1回鋼材調査

<調査方法>

国土交通省の要請に基づき2007年7月に実施した第1回の調査では、過去5年間について以下の点を調査しました。

- ①「弊社が特定の鋼材商社（国土交通省が指定）から鋼板を直接購入したことの有無」を弊社調達部の購入実績を調査しました。
- ②「弊社の製造委託先が特定の鋼材商社から鋼板を購入した実績の有無」を文書で調査を依頼し文書で回答を入手しました。
- ③「弊社が特定の鋼材商社以外から購入した構造材用鋼板で、指定と異なる種類の鋼板が納入されるなどの不自然な取引の有無」を購入先の納品書ならびにミルシート等により調査しました。

<調査結果および回答内容>

第1回調査の結果、①および②については購入実績がなく、また③については不自然な取引がなかったため、「問題なし」と回答いたしました。

(2) 第2回鋼材調査

<調査方法>

2007年9月に実施した再調査では、過去5年間に製造委託先から購入したエレベーター及びエスカレーターのOEM製品または部品に使用された、建築基準法で必要強度が定められた構造材の鋼板について、最終的に鋼板を購入した製造委託先企業がミルシートと

納品書等との照合により、本来予定していた鋼材よりも強度の低い鋼材を使用した事実がないか、製造委託先に調査を依頼し文書で回答を入手しました。

<調査結果および回答内容>

再調査の結果、エレベーター用部品の製造委託先1社について、SS400材を指定して製造委託した部品にSPHC材が使用されていたことが判明したため、2007年10月18日付けで国土交通省に当該事実と詳細内容を報告いたしました。

(3) 第3回鋼材調査の概要

<調査項目>

- ①製造委託品に使用した構造材用鋼板について、当該鋼板を購入する際の発注書、納品書及びミルシートにより、設計図書に記載された鋼種と実際に使用された鋼種が一致していたことを確認できたかについて。
- ②従前の二度の使用鋼材の実態調査において報告した内容と本調査で報告する内容に相違はあるかについて。

<調査対象>

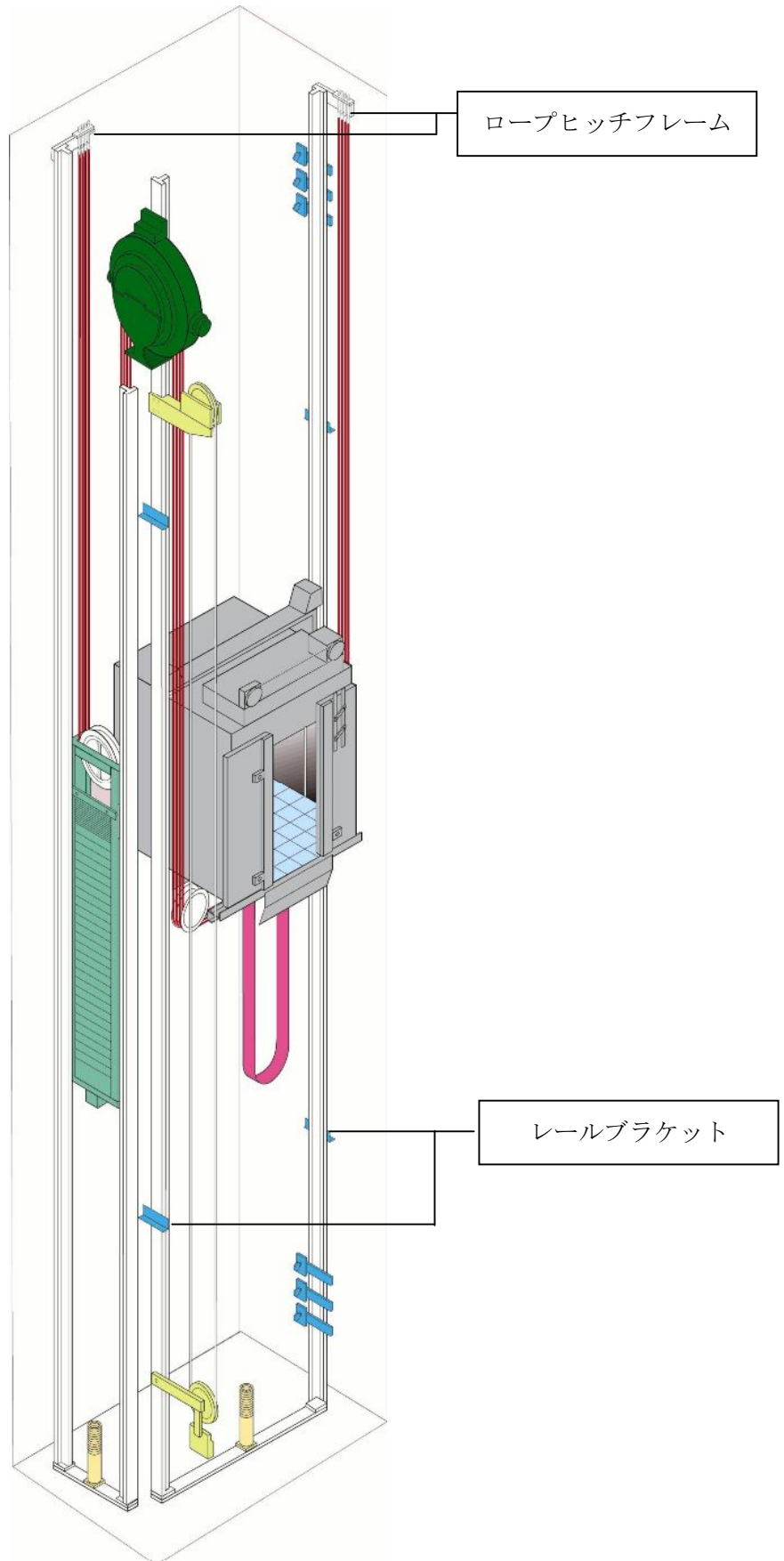
過去5年間に①自らエレベーター又はエスカレーターを製造した、②エレベーター又はエスカレーターを製造委託した、③エレベーター又はエスカレーターの完成品（OEM製品、輸入製品）を購入したかに当てはまる当該エレベーター又はエスカレーターの構造材に使用した鋼板。

<調査方法>

製造委託先企業に対して上記「調査項目」の①および②について文書で確認要請し、文書で回答を受領しました。さらに、弊社社員が調査対象の全製造委託先に対して訪問調査し、発注書、納品書及びミルシートによりエビデンス確認を行いました。

以 上

エレベーターシステム図



エスカレーターシステム図

